

損害賠償請求事件に係る和解及び損害賠償の額の決定について

1 議決事項

損害賠償請求事件について和解し、その額を定めること。

2 損害賠償額

60万円

3 概要

(1) 原告

兵庫県尼崎市 女性

(2) 訴訟の原因となった事実

令和 5 年 12 月、警察官は、原告を窃盗事件の被疑者として通常逮捕し留置したが、原告による窃取事実がないことが判明したことから原告を釈放した。

(3) 訴訟の提起

原告は、警察官による逮捕を違法として、兵庫県らに対し、慰謝料等 330 万円の支払を求める訴訟を提起した（後に、請求額を 585 万 116 円に拡張した。）。

4 和解

(1) 経緯

令和 8 年 7 月、神戸地方裁判所から和解条項案が提示され、原告がこれに応じる意向を示し、和解案の内容も妥当であったことから、兵庫県もこれに応じて和解する。

(2) 和解条項案（兵庫県関係部分要旨）

兵庫県は、原告に対し、解決金として 60 万円を支払う。

5 今後の予定

第 376 回県議会に議案上程し、議決を経て和解する。